

# 河川法許可申請について

(令和4年1月21日現在)

## 1. 河川法許可に関する主な条文について

【第24条】 河川区域内の土地の占用 [(申請書：様式第8 (甲、乙の2)]

河川区域内の河川管理者が管理する土地を占有する場合に必要な許可です。

民地等河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地は、本条の対象となりません。

\* 河川管理者が管理する土地：国・県の所有地、無地番地など及び市所有地（過去に国から譲与を受けた土地）

【第26条】 工作物の新築等 [(申請書：様式第8 (甲、乙の4)]

河川区域内の土地において、工作物を新築、改築、又は除却する場合に必要な許可です。

河川区域内の土地が民地であっても適用されます。

【第27条】 土地の掘削等 [(申請書：様式第8 (甲、乙の5)]

河川区域内の土地において土地の掘削、切土、盛土等土地の形状を変更する行為を行う場合に必要な許可です。

【第55条】 河川保全区域内における行為 [(申請書：様式第8 (甲、乙の4・5)]

河川保全区域内において、土地の掘削、切土その他土地の形状を変更する場合又は工作物の新築若しくは改築をする場合に必要な許可です。

当所管理の河川では多摩川水系及び鶴見川水系の次の区域を河川保全区域として指定しています。

\* 三沢川・矢上川に河川保全区域（5 m）の指定があります。

## 2. 許可申請書の作成について

### (1) 許可申請書

イ 申請者の住所、氏名、適用条文及び連絡先を記入し提出してください。

ロ 申請者本人が申請する場合は本人の、代理申請の場合は代理人の連絡先を記入してください。

ハ 法人、団体等の場合は担当部署及び担当者のお名前、連絡先を記入してください。

### (2) 土地の占用

イ 第24条が適用になる場合は提出してください。（申請用紙 甲、乙の2）

ロ 占用場所は左岸、右岸別に申請箇所直近の公図上の地番を記入してください。

ハ 占用面積は求積図の面積を転記してください。（添付書類 3-(6)-a-b）

ニ 占用の期間は担当にご相談ください。

### (3) 工作物の新築、改築、除却

- イ 第26条、第55条が適用になる場合は提出してください。  
(申請用紙 26条：甲、乙の4、55条：甲、乙の4)
- ロ 場所は左岸、右岸別に申請箇所直近の公図上の地番を記入してください。
- ハ 工作物の名称及び種類には、全体数量等の他に、河川区域・河川保全区域別、及び該当する土地の権原別の数量等を記入してください。
- ニ 工事の実施方法は直営以外は請負としてください。
- ホ 工期は必要最小限で計画してください。河川管理上、ご希望通りの工期が許可できない場合があります。

### (4) 土地の形状の変更

- イ 第27条、第55条が適用になる場合は提出してください。  
(申請用紙 甲、乙の5)

### (5) 港湾重複区域内の申請

港湾重複区域内における申請は、別途様式がありますので、お尋ねください。

## 3. 申請書添付書類について (◎印は必ず添付してください。)

\* 図面が多数の場合、各図面には整理番号を付し、図面袋の表面に添付図面の一覧表を貼付して下さるようお願いします。

### (1) ◎位置図(案内図)

縮尺5万分の1程度のものに、申請箇所を○印で表示し、「申請箇所」と朱書してください。

### (2) ◎公図写及び申請者に権原があることを示す書面

- イ 申請年月日より3か月以内のものを提出してください。
- ロ 区・町・字名、申請箇所周辺の登記名義を明示し、河川区域線を赤線、河川保全区域線を黄線、港湾重複区域線を青線で線引きしてください。
- ハ 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面を添付してください。

### (3) ◎実測平面図

- イ 1/500～1/1,000 程度の縮尺の実測平面図で、申請にかかる行為によって当該河川に影響があると判断される区域(原則として対岸を含む)まで作成してください。
- ロ イの平面図には、堤防、護岸等の状況、流水の方向、道路等を図示し、申請にかかる区域の河川改修計画の法線、河川区域、河川保全区域、港湾区域、官民境界線を明示の上、申請事業の計画を具体的に記載してください。
- ニ 原則として、河川改修計画の法線は太線、官民境界線は一点鎖線とし、河川区域線は赤線、河川保全区域線は黄線、港湾重複区域線は青線で線引きしてください。また、各区域内の工作物及び行為範囲はそれぞれの色で着色してください。
- ホ 縦・横断図面と照合できるよう、縦・横断図面の測点を記入してください。

横断線は、河川改修計画の法線に直角とし、申請内容と河川断面の関係を把握するのに必要な断面線を記載してください。

#### (4) ◎河川横断面図・河川縦断面図

- イ 1/500～1/1,000 程度の縮尺で縦・横両方向の実測断面図を、実測平面図に測点を記載した縦・横断線（原則として対岸を含む）すべてについて作成してください。
- ロ イの横断面図には、現況河床、堤防、護岸等の状況を図示し、河川計画断面（計画河床、計画高水位=H.W.L 等）、河川区域、河川保全区域、港湾区域、官民境界線を明示の上、申請事業の計画を具体的に記載してください。
- ハ 実測平面図（3）ニと同様に線引き・着色等してください。
- ニ 断面図の高さ等は河川計画を基準とした数値で記載してください。

#### (5) 工作物の設計図（除却にあたっては構造図）

- イ 縮尺 1/100 程度の平面図、断面図（横断面、縦断面）及び構造図（正面図及び側面図）を添付してください。また、必要に応じて適宜な縮尺の詳細図を添付してください。
- ロ イの図面には、実測平面図（3）ニと同様に線引き・着色等してください。
- ハ （3）実測平面図及び（4）河川縦・横断面図で兼用できる場合は省略できます。

#### (6) ◎求積図

- イ 原則として実測平面図と同一の縮尺とし、三斜法で求積した上、図中に面積求積表を記入してください。
- ロ 面積計算は次の該当するものについてそれぞれ行ってください。
  - a 申請にかかる全体の面積
  - b 占有面積：a 申請にかかる全体面積の内、河川区域内で河川管理者が管理する土地の面積
  - c 工作物面積：a 申請にかかる全体面積の内、複数の工作物がある場合、各工作物にかかる面積  
（例 橋梁と取付道路、吐き口とフトンカゴ）  
河川区域・河川保全区域別に求積すること。  
河川区域内の工作物が河川管理者以外の者がその権原に基づいて管理する土地にもかかる場合は、権原別に求積すること。
  - d 行為面積：a の内、第27条及び第55条にかかるそれぞれの面積
- ハ 求積した面積別に区別して着色してください。

#### (7) ◎現況写真

- イ 申請箇所の現況がわかるように写真を必要枚数添付してください。
- ロ 写真上に申請箇所及び流下方向を朱書きしてください。
- ハ 撮影年月日、写真撮影位置を平面図に明示してください。

#### (8) 他の行政庁の許可書等の写し

他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合には、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面等を添付してください。

#### (9) その他

- イ 申請内容によっては次のような書面が必要となる場合があります。
  - a 事前協議回答書（写し）
  - b 計画書等（事業概要、工程計画書、施工計画書等）
  - c 理由書、同意書、経緯書、市長等の意見書等
  - d 安定計算書、流量計算書等
  - e その他参考となるべき事項を記載した書類

### 4. そ の 他

#### (1) 提出部数について

当所所管の一級河川は、河川、場所ごとに手続方法、提出部数が多少異なる場合がありますので詳しくは担当にお問い合わせください。

#### (2) 都市河川改修事業区間について

当所所管の一級河川の内、次の区間は、都市基盤河川改修事業区間として河川工事等の管理を川崎市が行っています。当該区間については、河川区域・河川工事への支障等について、川崎市（河川課）との事前の調整が必要になります。

（対象区間）多摩川水系－二ヶ領本川、五反田川、平瀬川、平瀬川支川

#### (3) 河川管理施設に関わる工事について

護岸等河川管理施設に関わる工事は、河川法第20条に基づく手続きが必要となります。本要領とは様式等異なりますので、担当者にご相談ください。

#### (4) 許可の変更について

許可の内容に変更が生じた場合は、必ず改めて許可申請を行ってください。

変更する許可の申請にあたっては、変更に関する内容を記載した書類、変更理由書、当初許可内容と変更する内容が対比できる図面、既許可にかかる許可書の写し及びその他必要資料を添付してください。

申 請 受 付 窓 口	
担当者不在の場合がありますので、あらかじめ管理課許認可指導班あてに希望日時をご連絡のうえご来所くださるようお願いいたします。	
横浜川崎治水事務所川崎治水センター（管理課許認可指導班）	
川崎市多摩区生田4-25-1 〒214-0008	
電話 044-380-7767（ダイヤルイン）	
FAX 044-932-8259	

横浜治水事務所記載要領を転記・修正